

## 法律法規の動向

### 『中華人民共和国輸出入貨物原産地条例』公布

中国国務院総理温家宝は、近日、第416号国務院令に署名し、『中華人民共和国輸出入貨物原産地条例』を公布した。新華社は、17日に承認を受け、この条例の全文を発表した。

条例は計27条に分かれており、2005年1月1日より施行される。これを受けて、1992年3月8日国務院公布の『中華人民共和国輸出貨物原産地規則』、1986年12月6日税関総署公布の『中華人民共和国税関の輸入貨物原産地に関する暫定規定』は廃止されることになる。

条例は、最恵国待遇、反ダンピングと反補助金、保障措置、原産地表示管理、国別数量限定、関税割当額等の非優位性貿易措置の実施及び政府購入、貿易統計等の活動に関する輸出入貨物原産地の確定に対して適用される。優位性貿易について、輸出入貨物原産地を確定する際には、本条例は適用されない。

条例では、次の事項を規定している。輸入貨物の受取人は、『中華人民共和国税関法』及びその関連規定に従って、輸入貨物の税関申告を行う際、本条例に規定する原産地確定基準により輸入貨物の原産地を事実のとおり申告しなければならない。同一ロットの貨物の原産地が異なる場合は、それぞれ原産地を申告しなければならない。

税関は、輸入貨物の原産地を検査、確定する際、輸入貨物の受取人に当該輸入貨物の原産地証書を提出するよう要求し、検査することができる。必要と認めるときは、当該貨物の輸出国(地域)の関係機関に対して、当該貨物の原産地について調査するよう求めることもできる。

輸出貨物の差出人は、輸出貨物の原産地証書の交付を申請するにあたって、指定交付機関で登録手続きを行い、規定により輸出貨物の原産地を事実のとおり申告し、指定交付機関に輸出貨物原産地証書の交付に必要な資料を提出しなければならない。

2004年9月18日『法制日報』より

中国 2つの知的財産権保護に関する国際新条約に締結予定

世界知的所有権機関の2つの新条約 『著作権に関する世界知的所有権機関条約』及び『実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約』は、新技術、特にインターネット発展の需要に適應させるために制定されたものである。中国国家版權局局長石宗源は、先日、全国版權局局長工作會議の席上にて、中国国家版權局は、積極的な態度と措置を採ることにより、この2つの新条約に加入するための立法面の準備作業に力を入れて進めると紹介した。

この2つの新条約は、それぞれ2002年3月と2002年5月に発効したものである。2004年8月までに、米国、日本等の先進国を含め、既にそれぞれ42と48の国がこの2つの新条約の締約国となっており、欧州連合は2001年に『欧州連合著作権指令』を可決し、欧州連合加盟国がこの2つの新条約に加入するための法律上の基礎を定めた。

現在、中国国家版權局は既に『情報ネットワーク伝播権保護条例』の起草作業を開始しており、来年の國務院の立法計画の中に含めている。また、プロバイダーの行為を規律し、インターネット上における権利侵害に関する行政責任を適正に定める為に、国家版權局は、現在、インターネット環境の下における著作権管理規則を制定中であり、本年末には公布する見込みである。

2004年9月30日『中国工商報』より

## 法執行の動向

### 協力して“傍名牌”を撲滅する

“椰樹”が著名商標であることを明らかに知りながら、場所を変えて海南省以外の他の省市で“某某省椰樹有限公司”を登録して、外観上、称呼上の混同を惹き起こす、こういった“傍名牌(有名ブランドに便乗して偽ブランドを作出し、その営業上の信用を利用して不正な利益を得る)”の手口は、今後、珠海デルタ地帯を取り巻く9省区では通用しなくなる。情報筋によれば、珠海デルタ地帯を取り巻く9省区は、共同して区域内の地域的著名(著名)商標の保護を強化しようとしているとのことである。

珠海デルタ地帯を取り巻く9省区の範囲は、福建、江西、湖南、広東、広西、海南、四川、貴州、雲南の9省区を含んでおり、知的財産権の保護を強化するために、9省区の工商行政管理局は、地域的著名商標の保護に関する現地の関連規定を参照し、他の工商行政管理局が認定した地域的著名商標の効力について、当地の地域的著名商標と同等に重点的な保護を与えるものとしている。9省区の省級工商行政管理部門に認定された地域的著名商標、涉外高知名度商標、中華老字号(老舗の意味)の称号を授与されたことのあるもの、著名商標として保護を受けた記録のあるものは、区域内の各工商行政管理局の管内において、いずれも中国国家工商行政管理総局が公布した『著名商標の認定と保護に関する規定』に定める保護を受けることができる。

9 省区の工商行政管理局は、各工商行政管理局が認定した地域的著名商標と同一の文字を企業名称の商号・屋号として登記申請したもので、同一の営業に属するものについては、今後は受理しない、公衆の誤解を招き、当該地域的著名商標の権利者の適法な権利利益に損害を及ぼすおそれのあるもので、関連する営業に属するものは、企業登記主管機関は、それについて受理しないとした。9 省区の工商行政管理局は、省区に跨がる商標権侵害事件を共同で調査することに力を入れ、重大な事件や広範囲で影響の大きな商標事件に対しては、関連工商行政管理局との間で協議の上、共同して統一的に摘発活動を行う。同時に、各工商行政管理局は、適時に最新の著名商標、地域的著名商標の目録を交換し、重点的な保護の拠所とする。

2004 年 9 月 2 日 『中国知識産権報』より

## 中国税関 10 年で差し止めた権利侵害輸出入貨物事件は 4000 件

1994 年 9 月に中国で知的財産権税関保護が実施されて以来、中国税関で差し止められた権利侵害輸出入貨物事件は 4000 件余りに上り、これらの事件に係わる金額は、6 億人民元以上になる。権利侵害輸出入貨物の差押え事件は、平均して年間 400 件余りになる。記者が中国税関総署に取材したところ、中国税関が知的財産権保護を実施し始めてから今日までで 10 年ちょうどになるが、この 10 年間、権利侵害輸出入貨物の差押え事件は、年平均で 400 件以上になるとのことである。世界貿易機関（WTO）に加盟した後、中国は知的財産権の保護を強化し、全国の税関が権利侵害貨物を差し止めるケースは、年々 30% の速度で増えている。

2004 年 9 月 10 日 『人民法院報』より

## 48 時間で訴訟前差止を命ずる

日本のシマノ株式会社の申立てに基づき、最近、浙江省寧波市中級人民法院は初めて訴訟前差止を命じ、浙江省の 2 社の会社は、本案が解決するまで、日本の当該会社の特許権を侵害するおそれのある自転車の附属品の製造と販売を停止すべき旨決定した。日本の当該会社は、この件に関して 50 万人民元の担保を提供した。寧波市中級人民法院は、また、証拠保全命令も発し、浙江省の 2 社の会社の本案に係る自転車の附属品、製品リストを差し押さえ、関連する財務帳簿を複製した。

最高人民法院民事第三法廷の法廷長である蔣志培は、記者の取材に応じた際、次のように指摘した。中国の人民法院は、積極的かつ慎重に“訴訟前差止”制度を推進しており、裁判官の経験は絶えず蓄積されていっている。“訴訟前差止”制度は確実に発展している。

蒋志培は、寧波市中級人民法院の裁判に肯定的な評価をした。彼によれば、寧波市中級人民法院は、日本の企業の申立てに基づき、慎重に審査をした後、48 時間以内に“ 訴訟前差止 ” を命じ、その処分は適格であった。これは、中国の人民法院が積極的に中外企業の知的財産権の適法な権利利益を保護しようとしていることを表している。

蒋志培によると、訴訟前に特許権侵害行為を停止する措置は、英米法圏及び大陸法圏では“ 仮処分 (Provisional injunction)” と称され、『知的所有権の貿易関連の側面に関する貿易関連協定 (TRIPs)』第 50 条では“ 暫定措置 ” と称されている。2001 年 12 月、中国は世界貿易機関 (WTO) に加盟した。約定を履行するため、WTO に加盟する前に中国政府は、TRIPs 協定の要求に沿って特許法、商標法及び著作権法等の知的財産法を改正し、その他に知的財産権に関する法律、条例を制定した。新たに改正された知的財産法の中で“ 訴訟前差止 ” の制度が確立された。最高人民法院は、全面的に徹底して上述の法律及び条例を施行するため、前後して一連の司法解釈を制定した。例えば、『特許権侵害行為の訴訟前差止に対する法律適用の問題に関する若干の規定』、『登録商標専用権侵害行為の訴訟前差止及び証拠保全に対する法律適用の問題に関する解釈』等がある。中国の新しい知的財産権司法保護体制は次第に完備されつつあり、保護も次第に強化されていると言うことができる。

“ 訴訟前差止 ” は、中国民事訴訟法分野において新しい制度である。“ 訴訟前差止 ” について、蒋志培は、最高人民法院の現在の方針は積極的かつ慎重であり、確実に広まると言っている。積極的とは、申立てが法律法規、司法解釈の規定に適合してさえいれば、人民法院は、審査を経て 48 時間以内に適時に決定をすることであり、慎重とは、本案がまだ審理されていないため、例えば、申立て、担保、抗告等の各手続は、いずれも法律により厳正に審査しなければならない、ということを用いる。

では、“ 訴訟前差止 ” が今日まで推進されて来て、その運用状態はどのようなであろうか？ 蒋志培は、これらの制度は以前はなく、実施されればあれこれと問題が発生するだろうが、最高人民法院民事第三法廷は、現在、最新の“ 訴訟前差止 ” 事案を探しており、この方面の経験を纏めたい、と言っている。実務から見れば、偽造商標、海賊版等の事案は判断がし易く、処分も比較的容易であるが、特許関連の事案は識別が難しく、詳細に調査する必要があり、その処分は繁雑である。全国の人民法院が“ 訴訟前差止 ” を運用した例は既に数十例あり、その処分は比較的妥当なものであった。上海市第二中級人民法院ではこの 2 年間で十数例ある。まとめて言えば、“ 訴訟前差止 ” は今のところ確実に発展しており、知的財産権の適法な権利利益を保護する実効性は、漸進的に明らかなものとなっている。

2004 年 9 月 24 日 『法制日報』より